

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	汚水等排出施設に係る改善命令等	
根 拠 法 令	徳島県生活環境保全条例	
根 拠 条 項	第45条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	基 準	<p>1. 処分の要件 汚水等排出工場等から排出水を排出する者が当該汚水等排出工場等の排水口において、排出水の規制基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるとき。</p> <p>2. 処分の内容 期限を定めて、汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は汚水等排出施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。</p>
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設定等年月日	平成26年8月1日設定（令和3年4月1日最終変更）